

## 簡易専用水道法定検査 ~ 総合判定結果について ~

### 総合判定: A

検査の結果、適切な管理がなされ特に問題はありません。

判定が、施設及びその管理の状態に関する検査、  
給水栓における水質の検査、  
書類の整理等に関する検査、  
すべての項目について適合と判断された場合となります。

### 総合判定: B

検査の結果、一部改善が必要です。判定、助言・特記事項等を参考に対処してください。

施設及びその管理の状態に関する検査  
給水栓における水質の検査、  
書類の整理等に関する検査において、右記判定C以外の  
比較的軽微と考えられる不適事項がある場合となります。

### 総合判定: C

検査の結果、衛生上問題があるので、判定、助言・特記事項等を参考に速やかに対処してください。あわせて保健所に報告してください。

水の供給について特に衛生上問題があるとして、次のいずれかに該当すると認められた場合とする。

汚水槽その他、排水設備から水槽に汚水もしくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合

水槽内に動物等の死骸がある場合

給水栓における水質検査において、異常が認められる場合

水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がってないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合

マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合

その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合